

法人会員入会申込書

一般社団法人日本能率協会
会長 殿

貴会の趣旨(定款抜粋等参照)に賛同し、法人会員として入会を申し込みます。

■入会年月
年 月
(必ずご記入ください)

■入会口数(※必須項目)		金額
① 入会金		¥10,000
② 年会費 (1口単位) × 口数 [※]		¥100,000 × ()口
③(①+②) 合計		= ¥

※入会金および年会費は税金の対象外です。

■会社概要(必須項目: 下記すべてご記入ください)

フリガナ		全従業員数 (※単体会社・団体 における日本国 内の正規社員数 をご記入ください)	
会社名・団体名		①	名
英会社名			創立年月(西暦)
所在地	〒	資本金 (単位:百万円)	百万円
ホームページアドレス		年商 (単位:百万円)	百万円
電話番号		会社区分 (○印をお付けください)	上場 未上場 その他
FAX番号		予算策定期間	月

■法人会員登録事項(必須項目: 下記すべてご記入ください。)

会員代表情報: 会員総会、新春の集い(賀詞交換会)等のご案内に使用します。

フリガナ	
氏名	
E-mail	〒
電話	送付先住所

担当役員情報: 役員向け会員サービス等のご案内に使用します。

フリガナ	
氏名	
E-mail	〒
電話	送付先住所

会員窓口情報: 年会費請求書・重要なお案内・会員サービス等のご案内に使用します。

フリガナ	
氏名	
E-mail	〒
電話	送付先住所

■業種分類(必須項目: 下記すべてご記入ください)

●主要事業を基準にして、該当の業種の番号に○をおつけください。

製造業	1. 食品・飲料 2. 木材・家具・建築材料 3. パルプ・製紙業 4. 化学・プラスチック 5. 医薬 6. 石油・ガス・エネルギー 7. 繊維・製糸業 8. ゴム 9. 印刷 10. 窯業	製造業	11. 鉄鋼・非鉄・金属 12. 電機・電子・精密 13. 情報通信機器・ソフトウェア 14. 輸送用機械 15. 機械 16. その他製造業	サービス	17. 農業・林業・漁業・鉱業 18. 建設・土木・エンジニアリング 19. 建築・建築設計	サービス	20. 電気・ガス・水道 21. 情報通信 22. 陸運・空運・海運 23. 旅客(鉄道・航空・道路) 24. 倉庫 25. 商社・卸売業 26. 小売業 27. 銀行・証券・保険 28. 不動産 29. マスコミ・広告	サービス	30. 宿泊 31. 飲食 32. 医療・福祉 33. 各種調査・コンサル 34. その他サービス	官公庁・公共団体	35. 官公庁・地方自治体 36. 学校 37. 各種団体 38. 各種研究機関
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------	------	------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	---------------------------------------------------------------	----------	---------------------------------------------------

■入会動機(必須項目: 下記すべてご記入ください) ●該当の項目に☑をおつけください。(複数回答可)

公開セミナー派遣のため

役員研修プログラム 幹部候補育成プログラム ビジネススキルアッププログラム

階層別研修プログラム

役員・部長 課長 リーダー 若手・中堅 新入社員 未定

分野別研修プログラム

人事・人材開発 組織開発 マーケティング 営業

開発・設計・技術 生産 購買・調達 学校経営

ISO 未定 ()

社内教育実施のため
テーマ: _____

専門展示会出展のため
展示会名: _____

ISO審査登録・検証活動を通じて

会員サービス利用のため 一隅会 マネジメント講演会 CONNECT 経営課題・調査報告 各種交流

会員情報誌「JMA MANAGEMENT」 各種コンテンツ 各種イベント 未定

視察団参加のため
視察団名: _____

大会・シンポジウム参加のため
大会・シンポジウム名: _____

洋上研修「J-EXCEED」参加のため

その他

■入会紹介者(必須項目: 下記すべてご記入ください)

●日本能率協会法人会員ご入会にあたり、紹介者について、該当の項目に☑を付け、空欄部分をご記入ください。

日本能率協会職員より 氏名 _____

その他紹介者より 会社名・団体名 _____ 氏名 _____

紹介者なし

事務局 一般社団法人日本能率協会 法人会員事務局
〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 TEL: 03-3434-2029 FAX: 03-3434-6093 公式サイト: <https://member.jma.or.jp/> E-mail: member@jma.or.jp

〈個人情報取扱いについて〉
一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報保護方針(<http://www.jma.or.jp/privacy>)をご一読ください。今回、ご記入いただきました会員の皆様は、各種案内のために使用させていただきます。なお、個人情報は配送の依頼等で機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますのであらかじめ承知おきください。

本会使用欄	担当センター			法人会員事務局			
				<担当者印>			DB1、AR DB2、HP 資、請

口数及び年会費規定について

全従業員数 (単体会社・団体における日本国内の正規社員数)	口数	年会費
1名～ 4,999名	1口以上	¥ 100,000
5,000名～ 9,999名	2口以上	¥ 200,000
10,000名 以上	3口以上	¥ 300,000

※新規入会の場合、初年度のみ入会金 ¥10,000がかかります。

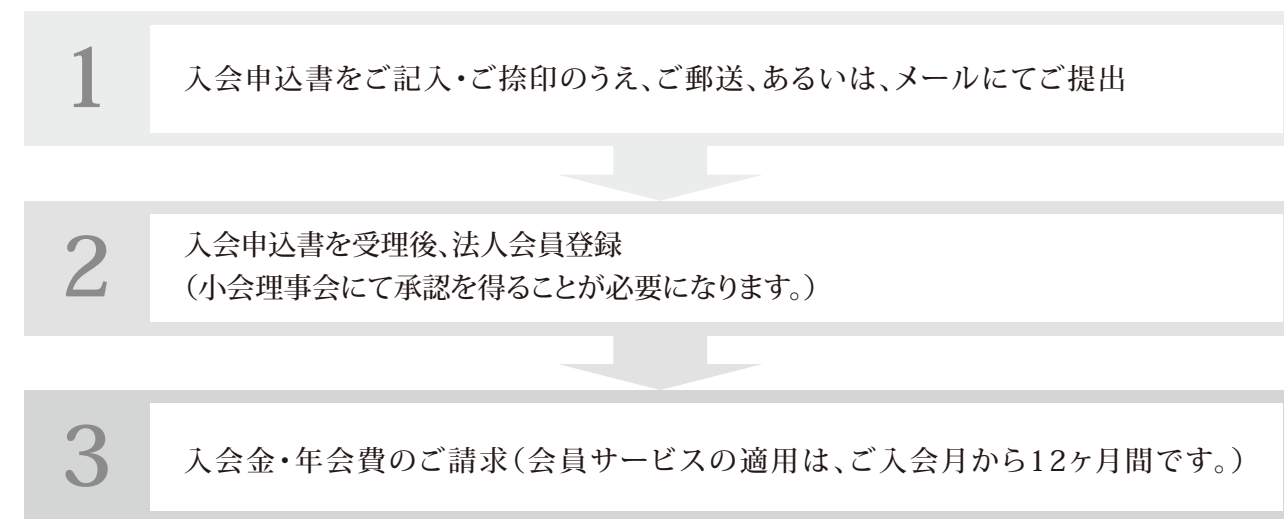
※入会金・年会費は税金対象外です。

※各種事業参加の割引特典や会員サービスの提供は会員資格を有する期間内に限られます。

※入会(または継続更新)後に途中退会されても年会費の月割等の返金はいたしませんのでご承知おきください。

お手続きについて

入会手続きの流れ



ご入会月について

※何月からでもご入会いただけます。

※ご入会月1日から会員サービスが開始されます。

ご更新について

更新月の2ヶ月前迄に退会のお申出がない限り、会員資格は自動更新されます。

一般社団法人 日本能率協会 定款(抜粋)

(平成24年4月1日改正)

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 本会は、マネジメントに関する調査、研究、情報の収集及び提供、人材の育成及び指導、各産業における技術の振興等を行うことにより、企業や団体等の経営革新を図り、もってわが国の経済の発展、国民生活の向上及び国際社会への貢献に寄与することを目的とする。

第3章 会員

[法人の構成員]

第5条 本会は次の会員を置く。

(1) 法人会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した法人及び団体

(2) 個人会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した個人

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

[会員の資格取得]

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の申し込みがあった時は、会員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

[経費の負担]

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会員総会において別に定める額を入会金及び会費として支払わなければならない。

[任意退会]

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

[除名]

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議において当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款の他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知する。

[会員資格の喪失]

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 更新月(入会月をいう。)を3箇月以上過ぎて会費を納めないとき

(2) 法人又は団体が解散したとき、又は破産したとき

(3) 死亡又は失跡宣告を受けたとき

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(5) 総会員が同意したとき

[会員の喪失に伴う権利及び義務]

第11条 会員が前3条によりその資格を喪失したときには、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

第4章 会員総会

[構成]

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

[開催]

第14条 会員総会は、定時会員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

[議決権]

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。